

令和 元 年度

第7回 第一農地部会定例会議事録

令和元年10月31日（木）

上越文化会館 4階 大会議室

令和元年度第7回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年10月31日(木) 午後1時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 古川 政繁 | 2番 荒川 俊治 | 3番 池田 京子 |
| 4番 五十嵐 彰 | 5番 小幡 利夫 | 6番 佐藤 徳司 |
| 7番 高島 信雄 | 8番 金子 昭榮 | 9番 久保埜 徳雄 |
| 10番 新井 修一 | 11番 八田 賢司 | 12番 上原 孝 |
| 13番 小林 広良 | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 内藤 義一 | 3番 滝本 武夫 | 6番 加藤 俊彦 |
| 13番 平野 宏一 | 14番 荻原 松男 | 19番 小林 正義 |
| 21番 清水 強 | | |

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

| | | |
|--------|-----|-------|
| 事務局 | 局長 | 栗本 修一 |
| | 次長 | 松縄 浩一 |
| | 係長 | 久保埜 修 |
| | 主任 | 橋 立 理 |
| 中郷区駐在室 | 主任 | 相葉 博昭 |
| 板倉区駐在室 | 主任 | 宮澤 雅則 |
| 清里区駐在室 | 副主任 | 井田 義之 |
| 名立区駐在室 | 班 長 | 山邊 稔 |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

| | |
|----------|----------|
| 2番 荒川 俊治 | 8番 金子 昭榮 |
|----------|----------|

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 利用状況調査に基づく非農地判断について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について
- 報告第5号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について

(名立区)

- 議案第1号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

5 会 議

| | |
|---------------|--|
| | <p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p> |
| 議 長 | <p>これより第7回第一農地部会を開催いたします。</p> |
| | <p><資格審査></p> |
| 議 長 | <p>はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。</p> |
| | <p><議事録署名委員の指名></p> |
| 議 長 | <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号2番 荒川 俊治 委員、議席番号8番 金子 昭榮 委員の両名を指名いたします。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。</p> |
| | <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> |
| | <p>(合併前の上越市分の議案)</p> |
| | <p><議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」></p> |
| 議 長 | <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号2番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 久保 埜 | <p>1頁、議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号2番の1件です。</p> <p>番号2番は、大字朝日地内の自己所有の農地を「資材置場及び駐車場」として利用するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、同地区内で●●●●として土木業を営んでおり、創業者の死去に伴い事業の整理を行っていたところ、自己所有の農地を違法に「資材置場及び駐車場」として使用していたことが判明し、相談があったものであります。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「資材置場及び駐車場」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。</p> |

しかしながら、既に「資材置場及び駐車場」として使用していることから申請人からは顛末書を提出させるとともに既存の車庫については、撤去し、原状回復を指示して改めて申請を依頼しました。10月24日現地確認の結果、原状回復を確認しております。

土木業については、申請者が現在、可能な範囲で事業を継続するとのことであります。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号2番の1件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

＜議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」＞

議長 　議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号26番と27番の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 　4頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号26番と27番の2件です。

両案件は、土地所有者である譲渡人が異なるため、議案番号が複数になっております。申請内容は、同じで大字下門前地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートに妻と子供と居住していますが、子供の成長に伴い手狭であることから申請農地を取得して、「一般個人住宅」を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅及びカーポート1棟、申請面積687㎡で建ぺい率は17.36%となり、基準を満たしません。分筆するも狭隘で細長な農地となり利用価値が低く、耕作不便となることからやむを得ないと判断しました。また、工期は11月10日から令和2年7月30日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号26番と27番の2件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第2号の2件を許可することに決定いたします。

<議案第3号「利用状況調査に基づく非農地判断について」>

議長

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から89番までの89件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

7頁、議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです

農業委員等が現地調査等を行い、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地となる7頁から11頁まで、番号1番から89番までの89件の20,254.97㎡を非農地として判断、農地台帳から削除するものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から89番までの89件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第3号の89件を農地法第2条第1項の農地に該当しないものと決定いたします。

<議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内7件、3年超6年以内1件、6年超10年以内1件、10年超なしで合計9件、利用権移転なし、所有権移転6件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、整理番号777番から783番までの7件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

久保埜 13頁、利用権設定、期間3年以内は整理番号777番から783番までの7件で、いずれも再設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号784番の1件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 14頁、利用権設定、期間3年超6年以内は整理番号784番の1件で、再設定するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号785番の1件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

15頁、利用権設定、期間6年超10年以内は整理番号785番の1件で、新規案件となります。

新規就農者である譲受人が現在、自身が耕作している農地に隣接する農地を借り受け規模拡大を図るものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、所有権移転、整理番号786番から791番までの6件のうち、高島委員関連の整理番号787番を除く5件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

16頁、所有権移転、高島委員関連の整理番号787番の1件を除く、整理番号786番から791番までの5件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田15筆、畑1筆の53,814㎡です。

なお、整理番号788番は26頁、番号361番と362番、整理番号791番は26頁、番号367番と27頁、番号368番の関連案件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

高島委員関連以外の議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。
- 高島委員関連以外の議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
- 議 長 最後に、所有権移転、高島委員関連の整理番号 787 番の 1 件です。高島委員は退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。
- (事務局)
久保 埜 16 頁、所有権移転、整理番号 787 番の 1 件です。
- 内訳は、所有権を移転する土地、田 18 筆の 9,513 ㎡、畑 1 筆の 739 ㎡です。26 頁、番号 365 番の関連案件です。
- この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
- 以上です。
- 議 長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
- 高島委員関連の議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- 高島委員関連の議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
- 議 長 それでは、高島委員の退席を解除します。
- 高島委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められ市長に要請することに決定いたしましたので、お知らせしておきます。
- <議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>
- 議 長 議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、1 権利の設定、5 年以上 10 年以内が 2 件、期間 10 年超が 33 件、2 権利の移転が 13 件です。権利の設定、期

間 5 年以上 10 年以内、整理番号 32 番及び 33 番の 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。
18 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 32 番及び 33 番の 2 件です。
これら案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 32 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 34 番から 66 番までの 33 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

こちらも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、権利の移転、整理番号 67 番から 79 番までの 13 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。島田、上箱井、西田中地内の案件につきましては、農地整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し圃場整備事業を予定しています。この圃場整備計画区域内の全ての農地について農地中間管理機構へ貸付するものです。現在耕作の状態にない農地であったり、圃場条件が悪い農地については最後地権者が耕作するということで使用貸借となっています。圃場整備完了後の農地については地区内の担い手に貸付集積集約化を図る予定となっています。それ以外の案件につきましては、耕作者の労力不足によるものや

新規に設立された法人に集積するために担い手に貸し付けられるものです。この案件につきましても農地中間管理事業を活用しての賃貸借契約となっています。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

議案第 5 号について、同意することに決定いたします。

議長 　＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 361 番から 368 番までの 8 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 　26 頁及び 27 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、8 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ売却」5 件、「他者へ貸付」1 件、「転用」2 件の 8 件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 8 件を承認いたします。

議長

<報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号5番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

28頁、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知交付番号5番の1件の届出書を受理したのでご報告いたします。転用目的は、「住宅敷地拡張」です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号「の1件を承認いたします。

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号118番から130番までの13件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

29頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号118番から130番までの13件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「駐車場」4件、「住宅敷地拡張」2件、「一般個人住宅」5件、「共同住宅」2件の計13件です。

また、番号120番及び121番については、転用届出の受理後に取り止め届が提出され、これを受理しており、報告第5号で説明させていただきます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第3号の13件を承認いたします。

<報告第4号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長

報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、番号27番から40番までの14件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

議 長

31頁から32頁に記載のとおり、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、14件の届け出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも小作料の減額による変更となります。

以上です。

(事務局)
久保埜

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第4号の14件を承認いたします。

<報告第5号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」>

議 長

報告第5号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番と2番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

33頁、報告第5号「農地転用届出書の受理をしたものの取り止めについて」整理番号1番及び2番の2件です。

令和元年8月26日に大和2丁目地内に「駐車場」を目的とした農地転用届出書の提出があり、これを受理し、受理通知を交付しましたが、その後に売買契約が不成立となったため、取り止めの届出がありました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問等がないようですので、報告第5号の2件を承認いたします。

議長 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内、3年超6年以内なし、6年超10年以内1件、10年超なしで合計1件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7231番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

相葉 2頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7231番の1件で、新規となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間10年超3件、権利の移転2件です。それでは、上程いたします。

はじめに権利の設定、期間10年超3件、整理番号7108番から7110番までの3件の内、五十嵐委員関連の番号7109番を除く2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

相葉 4頁、権利の設定、期間10年超、整理番号7108番から7110番まで内、五十嵐委員関連の番号7109番を除く2件です。

これらの案件は、先月の農地部会で農業経営強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 81 筆について、市長が機構に借り受け申出している農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

これらの案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

続きまして、五十嵐委員関連の番号 7109 番の 1 件について事務局の説明を求めます。議案に関連いたします五十嵐委員は退席をお願いいたします。

(中郷区)
相葉

こちらの案件も、先月の農地部会で農業経営強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 8 筆について、市長が機構に借り受け申出している農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

この案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 7109 番について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、五十嵐委員の退席を解除します。

五十嵐委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

続きまして、権利の移転、整理番号 7111 番と 7112 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

| | |
|--------------|---|
| (中郷区) 相 葉 | <p>5 頁、権利の移転、整理番号 7111 番と 7112 番の 2 件です。</p> <p>これらの案件は、法人の設立に伴い、法人へ利用集積を行うためこれまでの借手から賃借権を移転するものです。</p> |
| | <p>これらの案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号の 4 件について、同意することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 7103 番から 7106 番までの 4 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| (中郷区) 相 葉 | <p>6 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、整理番号 7103 番から 7106 番までの 4 件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも小作料の減額による変更となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 4 件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」></p> |

議長 議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7501の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、ご説明いたします。

宮澤 1頁、番号7501番は、板倉区山部地内で、申請人が経営するスーパーマーケットの駐車場を拡張するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者が経営する店舗には年々来客数が増加しており、現在の駐車可能台数230台を超える場合もあり、路上に駐車された車両が交通障害になるなど、交通事故等を危惧する申請者が、現在の駐車場の隣接地であり、申請者所有の農地を37台分の駐車場として拡張を行うものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、既存の施設の拡張であり、許可基準の「既存の施設の機能の維持・充実等のため既存の施設に隣接する土地に設備を設置すること。」に該当します。

「拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。」とあり、申請農地面積1355㎡に対し、既設駐車場面積が7239.14㎡であり、2分の1の面積3619.57㎡を超えないことから、許可は可能となります。

土地利用計画は、駐車場37台分で、工期は農振除外日から令和元年11月30日までです。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を原案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7503番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、ご説明いたします。
4頁、番号7503番の1件です。

この案件は、板倉区針に個人住宅1棟を建築するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請地は水道管、下水道管又はガス管のうち、水道管と下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請農地から500m以内に市立針小学校、市立板倉中学校と、2以上の教育施設があることから第3種農地に該当します。申請者は申請農地の隣地に親と居住していますが、子どもが結婚し、手狭となったことから、母親の所有である申請農地に使用貸借権を設定し、娘婿と連名で一般個人住宅の建築を申請するものです。

土地利用計画は、住宅1棟及び車庫1棟で、建ぺい率は33.81%となります。工期は農振除外日から令和2年4月30日までです。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7503番の1件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」>

議長

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から279番までの279件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤

議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。
さきほど、合併前上越市案件で事務局から説明がありましたとおりです。今回、これまで行ってきた利用状況調査の再確認や漏れ落ちていた農地で、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地となる7頁から21頁まで、番号1番から279番までの279件の80,547.57㎡を非農地として判断、農地台帳から削除するものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、採決に入ります。議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から279番までの279件を決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。議案第3号の279件を農地法第2条第1項の農地に該当しないものと決定いたします。

<議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内5件、10年超なしで合計7件、利用権移転なし、所有権移転1件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、整理番号7660番と7661番の2件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
宮澤 23頁、利用権設定、期間3年以内は整理番号7660番と7661番の2件で、いずれも再設定となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7662番から7666番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 24頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7662番から7666番までの5
宮澤 件で、再設定が2件、新規が3件となります。

整理番号7663番から7665番までの3件が新規となりますが、いずれも所有者が自作していましたが経営規模縮小を理由に近隣の農事法人と設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

最後に所有権移転、整理番号 7667 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮 澤

25 頁、所有権移転、整理番号 7667 番の 1 件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田 1 筆 2,991 m²です

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長

報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、整理番号 7501 番と 7502 番の 2 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮 澤

報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、26 頁に記載のとおり、7501 番と 7502 番の 2 件です。いずれも賃借料の変更です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、報告第1号の2件を承認いたします。

議長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間6年超10年以内1件、所有権移転1件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号8231番の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

2頁、利用権設定、期間6年超10年以内整理番号8231番の1件で、再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして所有権移転、整理番号8232の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

3頁、所有権移転、整理番号8232番の1件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田1筆2,717㎡です。

この案件は譲受人の苗場が手狭となったため、事務所と苗場に隣接した申請地が必要となり譲渡人に打診したところ承諾を得られたため契約をおこなうものです。

10a当たりの売買単価が非常に高いのは、譲受人がどうしても苗場として当該地が欲しい事と、以前隣接地を施設用地として購入した際の単価で打診したためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問がないようですので、採決に入ります。

議案第1号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年超10年以内5件、期間10年超3件を上程いたします。

初めに権利設定期間5年超10年以内、整理番号8109番から8113番までの5件について事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明いたします。

5頁、権利設定、期間5年超10年以内、整理番号8109番から8113番までの5件です。

これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地8筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間10年超、整理番号8114番から8116番までの3件について事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

6頁、権利設定、期間10年超、整理番号8114番から8116番までの3件です。

これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地9筆について、市長が機構に借受申出をしている

農業者に配分するため、利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利設定、期間 5 年超 10 年以内、整理番号 8109 番から 8113 番までの 5 件、期間 10 年超、整理番号 8114 番から 8116 番までの 3 件について、原案どおり同意したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利設定期間、5 年超 10 年以内、整理番号 8109 番から 8113 番までの 5 件 10 年超、整理番号 8114 番から 8116 番までの 3 件を原案のとおり同意することに決定いたします。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8131 番の 1 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区)

井 田

7 頁記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

本案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」です。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 3 件を承認いたします。

議 長

<報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」>

報告第 2 号「農用地利用計画変更について」番号 8101 番の 1 件を報告いたします。
事務局の説明を求めます。

(清里区)

井 田

8頁記載のとおり、「農用地利用集積計画変更について」1件の届け出書を受理しましたので報告いたします。

本案件は賃貸料の変更で、10a当たり11,000円を10,000円に変更するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認いたします。

議 長

次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」

議 長

議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から648番までの648件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(名立区)

山 邊

議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。さきほど、合併前上越市案件で事務局から説明がありましたとおりです。今回、これまで行ってきた利用状況調査の再確認や漏れ落ちていた農地で、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地となる1頁から35頁まで、番号1番から648番までの648件の152,098.50㎡を非農地として判断、農地台帳から削除するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から648番までの648件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議 長

議案第 1 号の 648 件を農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないものと決定いたします。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議 長

本日の農地部会を終了いたします。(午後 2 時 34 分)